

函館市不育症治療費助成事業助成金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、不育症に係る検査および治療（以下「検査・治療」という。）を受けた市民の経済的負担の軽減を図ることを目的とし、函館市不育症治療費助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところにより交付する。

(交付対象者)

第2 この助成金は、2回以上の流産、死産（抗リン脂質抗体症候群の臨床所見を満たす者については1回以上の流産、死産）、あるいは早期新生児死亡の既往がある者で、実施要綱第4に定める検査・治療を受けた者に交付するものとする。

(助成対象経費)

第3 この助成金は、1回の不育症の検査・治療に要した経費を対象とする。

(助成金交付額の算定方法)

第4 この助成金は、不育症に係る検査・治療に要した費用に対して、1回の検査・治療につき10万円まで助成する。

(助成金の交付申請)

第5 助成金の交付申請をしようとする者は、実施要綱に定める不育症治療費助成事業申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、同一年度内において、2回目以降の助成を受けようとする者は、次の（2）の添付書類については、前回の申請時に提出したものと同一場合は、添付を省略することができる。

（1）不育症治療費助成事業受診等証明書（実施要綱別記第2号様式）

- (2) 住民票謄本（記載事項（個人番号を除く。）を省略していない発行日から3か月以内のもの）
- (3) 検査・治療に係る領収書
- (4) その他対象者等の確認に必要な書類

（交付の条件）

第6 この助成金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

(1) 次のいずれかに該当するときは、この助成金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された助成金があるときは、その返還を命ずることがある。

ア 虚偽の申請によりこの助成金を過大に請求し、または受領したとき。

イ 不正に他の助成金（市以外の者が交付する助成金）を重複して受領したとき。

ウ アおよびイに掲げる場合のほか、助成事業に関して、この助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したとき、または不正な行為をしたとき。

(2) 助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

（助成金の交付）

第7 助成金は、実施要綱第7に定める通知後、速やかに交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行し、令和3年4月1日以降に開始した検査および治療を対象として適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。